

認証実施規定 第2-1版

1. はじめに

本実施規定は、国際システム審査株式会社（以下、この文書では ISA と称す）がマネジメントシステム認証業務を申し込んだ組織（以下、顧客と称す）に対して要求する認証要求事項である。

顧客は自らの責任として、マネジメントシステム規格とともに、本実施規定に定める事項に適合していなければならない。

ISA は、認定機関の要求事項に基づき本実施規定に認証要求事項を定める。

但し、ISA が認定機関の認定によらずに行う特定のマネジメントシステム規格に基づく認証業務（以下プライベート認証と称す）については、認定機関の要求事項によらず、ISA 自らが認証サービス履行に必要な要求事項を定める。プライベート認証の場合、本実施規定中、認定機関について言及する箇条および項は要求事項の構成要素とはならない。

本実施規定は、顧客が ISA に提出する認証申込書の附属書として、認証申込書と共に認証業務契約を構成する。

なお、認証業務に付帯する以下の事項については、ISA が、電子的もしくは物理的媒体により顧客に提示する文書の最新版を適用する。

- a) 審査プロセスおよび認証の授与、維持に関する認証プロセス
- b) 認証にかかわる活動、マネジメントシステムの種類及び ISA が活動する地域
- c) 認証の引用およびマークの使用

ISA は、本実施規定を認証業務契約後に変更する場合、顧客に変更を通知する。認証業務は、最新版の認証実施規定により履行される。

2. 認証業務の範囲

ISA は、マネジメントシステム規格の要求事項との適合性について顧客のマネジメントシステムを審査し、登録証を発行する。

この認証業務は、ISA の裁量により、ISA 自体の職員、あるいは ISA 関連会社、その他の個人または組織に業務を委託して実施することができる。

業務の一部を下請けに出す場合でも、ISA は登録の決定、サーベイランス、登録範囲の拡大・縮小、効力停止、または取り消しに対して全面的な責任を有し、適切な合意書を確実に文書化する。

3. 認証業務遂行にあたっての守秘義務

ISA はその業務の過程で得た機密情報に関し、組織の全員が機密を保持することを保証する。

ISA は機密情報を他の機関（例えば認定機関、審査員評価登録機関）に利用できるような場合、このことを顧客に通知する。

ISA は他の機関による要求書類の写しを当該顧客に提示した後、かかる要求に従う場合を除き、第三者に如何なる情報も開示しない。

機密情報を開示する場合その情報について顧客に通知する。

ISA は、公開対象にしようとしている情報を事前に顧客に知らせる。

他のすべての情報は、顧客により公にアクセス可能にされている情報を除いて機密情報とみなす。

4 . ISAの組織構造と認定範囲

ISA の組織としての責任、構造を示した組織図、および ISA の法的な地位を証する書類の写しは要請に応じて提供する。

ISA が認定機関から認定を受けている認証業務範囲及び、プライベート認証業務可能範囲については、要請に応じて最新のものを提供する。

5 . 一般条件

顧客は認証を取得し、維持するために次の手続きおよび規則を遵守する。

- a)顧客は適用するマネジメントシステム規格に適合するシステムを文書化し、実施し、かつ、維持すること。
- b)顧客は審査プログラムを完了するために、ISA が必要とみなす全ての文書（記録を含む）製品見本、図面、仕様、関連現場及びその他の情報を ISA に開示または提出する。又、ISA との連絡を維持する権限が与えられた正式な担当者を任命する。

顧客は、ISA が審査プログラムを完了するために、会議を行うための適切な空間を無償にて ISA に提供する。

- c)初回認証、サーベイランス、再認証などの審査を実施する現場に、認定機関の審査員（以下認定審査員と称す）が立会う場合、顧客は、その立会に伴う認定機関の立ち入りを受け入れる義務がある。立会を行う認定審査員に必要な費用は全て ISA の負担とする。なお、顧客が立会を拒絶する場合は、そのことを ISA は認定機関に通知する。認定審査員の立会いを正当な理由無く拒絶した場合、初回の場合は審査を中止し、登録済みの場合は登録を取り消す。

なお、顧客が認定機関の立ち入りを受ける義務を回避する為に他の認証機関に認証を移転した場合、ISA はその事実を公表する権利を持つ。

- d)適用される労働安全衛生法規、情報セキュリティ要求事項に適合できるように、顧客は、ISA の職員が審査中に遭遇する可能性がある既知の、あるいは潜在的危険性について入手可能なあらゆる情報を ISA に提供せねばならない。ISA は、顧客の敷地内においては、ISA の職員に顧客の一切の労働安全衛生上、情報セキュリティ上の取り決めに従わせることを保証する。
- e) ISA は、審査の開始予定日と審査プログラム完了のための予定表を顧客に連絡する。しかしながら、審査の開始日時と期間は、絶対的な要素ではなく、ISA は、予定表の枠内で審査プログラムを完了する義務を負わない。ただし、審査プログラムの進捗状況について、適宜、顧客に報告するように努める。顧客は ISA と予め合意した審査予定を頻繁に変更して、事実上当該審査ができない状況にしてはならない。

- f) ISA は、顧客が認証授与に必要な要件を十分に満たしていないと判断した場合、その点について顧客に通知する。
- g) ISA の審査チームが指摘した不適合の内容及びその根拠に対して、顧客と ISA の審査チームとの間に意見の相違がある場合、顧客は不適合を記述した書面に、その旨付記し署名するとともに、当該相違事項を顧客の意見として、ISA に書面で提出する。
- h) 顧客が全ての要件を満たすために ISA が定めた期間内に是正処置を取ったことを示すことができた場合、ISA は顧客にその追加業務に対する料金を課した上で、当該処置対象についてのみ再審査を実施する。
- i) 顧客が定められた期間内に適切な是正処置を取れない場合、ISA はその追加業務に対する料金を課した上で、全体の再審査を実施することができる。
- j) 審査プログラムに基づく作業の完了時に、ISA の審査チームは、認証の推薦を行うか否かを明記した審査報告書を作成し、顧客に提出する。

かかる推薦は、認証を保証するものではなく、登録証の発行の決定は、審査から独立した ISA 内の判定機関の単独裁量に委ねられる。

顧客は、ISA の社名を何らかの方法で表示するか、あるいは顧客が ISA の書面による事前承認を取得しない限り、ISA の審査報告書の抜粋を複写したり、公表したりすることはできない。

顧客は、ISA が審査する方法の詳細を公表してはならない。

- k) 全ての審査報告書類の所有権は、ISA に帰属するが、顧客は社内で使用することを目的とした場合のみ複写することができる。顧客は、それらの書類につき管理責任（配布の管理を含む）を負う。
- l) 適合性の証明は登録証及び付属書に記載された審査場所、又は製品あるいはプロセスのみに限定される。
- m) ISA の報告書または登録証のいかなる記述も、ISA が顧客に対して何らかの保証を与えることを表明するものではない。
- n) 顧客は、ISA 及び/又は認証システムの評価を損ない、又は社会的信用を失墜させる方法でその認証を用いない。
- o) 顧客は、ISA の実習審査員（オブザーバーを含む）の受け入れに協力する義務を負う。そして、正当な理由なくこれを拒否することができない。

6. 認証申し込みと審査要員の選定

ISA は顧客より調査書類を受領後、料金の概要を示す見積書を送付し、その後、認証申込書を顧客に送るものとする。

ISA はこの認証申込書を受領すると、その認証業務を担当する審査要員の割り当てを行う。

審査要員は ISA の手順書に従った審査の実施を確実なものとする責任を有する。

顧客は、利害の衝突がある場合（例えば、当該審査要員が以前に顧客の従業員であった場合や、以前に顧客にコンサルティングを行っていた場合）又は過去に非倫理的行為があったことを理由として、選定された審査員の要員の交替を ISA に対して要請できる。

7. 料金

料金は ISA より申請者に送付する最新版（適用有効版）の見積書による。報告書または登録証、あるいは関連情報を顧客が使用するためには、一切の費用と料金の適時支払いを条件とする。

ISA は、しかるべき時に請求書の支払いを行わない顧客の一切の作業を中止または中断するか、登録証を取り消し、公表する権利を有する。

ISA は、しかるべき時に支払がなされなかった請求書について、請求書の日付から支払いまで、年 14.5%の遅延損害金を加算する。

顧客は、弁護士費用を含む一切の回収のための費用を支払う。

料金は見積書の提出時の適用料率に基づいている。登録期間中に適用料率の変更が生じたとき、ISA は請求額を増額または減額する権利を有する。

ISA は、申請者および登録証保持者に料金の変更を通知する。

ISA は、合意済みの見積書に含まれていない業務、ならびにマネジメントシステムに不適合が認められたために必要となるフォローアップ審査に対し追加料金を請求する。

この追加料金とは、以下の結果として発生するコストなどである。

- a) 初回の認証要件が満たされていないために生じる部分的、または全体的な審査プログラムのやり直し。
- b) 登録証の効力停止、取り消しおよび（または）回復のための通常外の業務。
- c) マネジメントシステムの変更が生じた場合の再審査。
- d) 顧客と ISA の間で予め合意された審査予定日を、顧客の要求によって予定日の 30 日前を過ぎてから、キャンセル、延期または変更した場合、顧客は ISA に対し、その要求によって発生する事務処理費用及び ISA の逸失収入を補うため、その時点の審査費用 1 人・日相当の対価を支払う。

別途実費で請求された旅費や必要経費などは、見積料金には含まれないものとする。すべての料金および追加請求分は、消費税の対象となる。

8. 登録証の発行と利用

ISA は、登録要件を顧客が全て満たしていると確認した場合、顧客にその旨を通知し、登録証を発行する。

サーベイランス審査により、顧客のマネジメントシステムが規格、基準または規制を満たさないと判明しない限り、その登録証は効力を失わない。

登録証の所有権はあくまでも ISA にあるが、「写し」という意味の文字を表示していれば第三者のために複写または複製してもかまわない。

9. 認定・認証マークの利用、認証の引用

ISA は、登録証の発行を以って、規定された認定・認証マークを用いる権限を顧客に与える。

顧客がそのマークを使用する権利は、登録証及び付属書に記述されたマネジメントシステムの範囲に限定される。また顧客は、ISA の認定・認証マークの使用規定に適合しなければならない。

9.1 認定・認証マークの誤用は重大な違反となる。ISA は誤用を根拠として登録証の一時失効や取り消しを行う場合がある。誤用が存在する場合、顧客は次の処置を行う責任を負う。

- a) ISA は、登録証及び認定・認証マークの使用に対する不正、又は誤った表示があった場合、是正する処置を取るよう顧客に指示するか、又は自ら是正処置をとる。この処置に必要な全費用は顧客が負担する。
- b) かかる処置には登録証の取消し又は効力停止及び / 又は法的措置及び / 又は違反行為の公表などが含まれる。

9.2 顧客は、マネジメントシステムが認証を受けたことを公表または広告をすることができる。

顧客は認証の引用にあたって次の事項を順守しなければならない。

- a) 顧客は、インターネット、パンフレット、又は広告、若しくは他の文書などのコミュニケーション媒体に認証の地位を引用する場合、ISA の要求事項に適合しなければならない。
- b) 認証に関連して誤解を招く表明を自ら行わず、他者による表明も許してはならない。
- c) 認証文書又はその一部を、誤解を招く方法で自ら使用せず、他者による使用も許してはならない。
- d) 製品（サービスを含む）又はプロセスを ISA が認証したと受け取られる方法でマネジメントシステム認証を引用してはならない。
- e) 認証範囲外の活動にも認証が及んでいると受け取られる事がないようにしなければならない。
- f) 認証の一時停止又は取消しがなされた場合、ISA の指示に従い、認証の引用を含むすべての広告物の使用を中止しなければならない。

10. サーベイランス審査

ISA は、定期的にサーベイランス審査を実施するものとする。

顧客は、その登録証の対象となっている範囲で、全ての顧客苦情の記録を維持し、ISA が要求した時には、それを提示できるようにしなければならない。

サーベイランス審査の結果はその都度顧客に通知する。

11. 再認証審査

ISA は、各認証周期の終わりに、その登録証の有効性を再評価するため、顧客に初回認証と同様の手続きを踏むよう要求する。

ISA は、顧客に登録証の更新についての要求事項を、通常、各認証周期の最後のサーベイランス審査で通知する。

12. 短期予告審査

ISA は苦情の調査のため、又は変更に対応して、又は一時停止とした顧客のフォローアップとして、直前の通知を以って顧客の審査を実施することがある。

その場合、ISA は審査チームの任命に一層の注意を払う。

13. 登録の範囲拡大、又は縮小

顧客は、登録証の適用範囲を拡大し、新たな場所、製品あるいは業務などを対象に加える場合、又はその適用範囲を縮小し、従来の場所、製品などを対象から除外する場合、ISA に新たな見積用調査票を提出する。

登録範囲拡大、又は縮小の料金は作業の種類と負荷に基づく。

ISA は、登録要件を全て満たしていると判断した時、範囲を拡大、又は縮小した分野に見合った登録証および登録証付属書の改訂版を発行する。ただし、既存登録文書の記述内容により、登録証を変更せず、登録証付属書の改訂版のみを発行する場合がある。

顧客は改訂版の発行を受けた場合、旧版の登録文書を ISA に返却しなければならない。

顧客は、認証の範囲が縮小された場合、すべての広告物を修正しなければならない。

14. システムの変更

顧客は、マネジメントシステム、製品、又は製造工程、あるいはプロセスなどの変更の意向が有り、それが関連する規格との適合性に影響を与える可能性があり得る場合は、すみやかに書面により ISA に通知しなければならない。

ISA は通知を受けた変更について追加審査の要否を決定する。ISA に対する変更通知を怠った場合、登録証の効力停止となる場合がある。

顧客が、ISA に通知しなければならない事項には、次の事項についての変更を含む。

- a) 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
- b) 組織及び経営層（例えば重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員）
- c) 連絡先及び事業所
- d) 認証されたマネジメントシステムに基づく活動範囲

e) マネジメントシステム及びプロセスの重大な変更

15. 登録証の効力停止

以下のような場合、ISA は登録証の効力を一定期間停止することがある。

- a) 顧客が、定められた期限内に是正処置要求書に従わなかった場合。
- b) 顧客が、登録証及び認定・認証マークの誤用を撤回または然るべき是正処置により是正しなかった場合。
- c) 顧客に、見積書、認証申込書、認証実施規定または認定・認証マークの使用規定に違反する行為があった場合。
- d) 顧客が、適用範囲の事業、業務およびその成果（製品やサービスを含む）を、市場において非安全、又は不適合状態で恒常的に保持している場合。
- e) 顧客が、マネジメントシステムの構築及び実施において、法令・規制要求事項への適合を満たしていないことが明白な場合。
- f) 顧客が、発生した事件・事故について ISA への速やかな通知を怠った場合。
- g) 発生した事件・事故が重大であり、ISA の審査又は調査に於いて、顧客のマネジメントシステムが効果的に機能していないと ISA が判断した場合。
- h) サーベイランス審査が顧客の都合で期間内に行われられない場合。（顧客は、認証の維持のために、初回審査の最終日、再認証審査の登録日から起算して、少なくとも 1 年を超えない間隔でサーベイランス審査を受ける必要がある。サーベイランス審査に必要な費用は全て顧客が負担する。なお、サーベイランス審査の頻度・工数は ISA の裁量で定めることができる。）
- i) サーベイランス審査を受けるべき期間に、他の認証機関に移転する（切り替える）場合。
（ただし、顧客が ISA の特別審査を受け、そのマネジメントシステムの適合状態につき、ISA が適切に維持されていると判断した場合を除く。この場合の適切に維持されている状態とは、初回審査から最近のサーベイランス審査における過程で ISA により指摘された不適合・観察事項が、顧客の責任によって充分に対応されていることを最低限含む。この場合の特別審査の工数は基本的に初回審査工数を超えないものとする。かかる費用はすべて顧客が負担する。）
- j) 認証された顧客が、ISA が必要とする頻度のサーベイランス又は再認証審査を実施することを認めない場合。

ISA は、かかる顧客に対し書面により登録証の効力停止を正式に通知する。顧客は、登録証を ISA に返却すると同時に、かかる効力停止を解除するための条件を提示しなければならない。

ISA は、効力停止期間終了時に、提示した登録証の効力を回復するための条件が既に満たされているかどうかを判断するために調査を行う。

ISA は、かかる条件が満たされている場合、効力停止を解除し、登録証の効力が回復した旨をその顧客に通知し、登録証を再度授与する。

ISA は、条件が充足されなかった場合、登録証を取り消す。

ISA は、当該顧客の認証の一時停止状態を公開する。

顧客は、登録証の効力停止および回復手続きで ISA に発生する料金の全額を負担することとする。

16. 登録証の取り消し

ISA は以下の様な場合、顧客に書面により通知を行い登録証の取り消しを行う権利を有する。

- a)顧客が効力停止が発生した際に、適切な処置を取っていない場合。
- b)ISA が顧客との認証業務契約を解除した場合。

この通知を受けた顧客は異議申立ての通知を出すことが出来る。

ISA は、取り消しの場合、審査料金の払い戻しを行わず、登録証の取り消しを公表し、認定機関に対して通知をする。

顧客は、登録証、登録証付属書及び関連文書を ISA に返却する。

17. 登録証の取り下げ

ISA は、以下のような場合、登録証を取り下げる。

- a)顧客が書面により ISA に登録の維持又は再認証を望まない旨又はその事業から撤退した旨を文書で通知した場合。
- b)顧客が今後登録対象の製品、サービスの供給を行わない場合。
- c)顧客が維持又は再認証の手続を適時に取らない場合。

ISA は、取り下げの場合、既に受領した審査料金の払い戻しは行わない。

また、ISA は、登録証の取り下げを公表するものとし、認定機関に通知する。

顧客は、登録証、登録証付属書及び関連文書を ISA に返却する。

18. 認定された組織の登録の承認

認定された他の認証機関が行った登録が、ISA によるマネジメントシステムの審査登録手順と同等みなされた場合は、所定の手続きを経てその登録を承認する。

しかし、ISA は自己の裁量によりその承認を行わない権利を有する。

19. 苦情

顧客は、ISA に対し、時期を逸することなく ISA の認証責任者宛（代表取締役社長、審査事業部長、審査部長のいずれか）に苦情を申立てることができる。

20. 異議申立て

顧客は、どんな理由であろうと、登録証が発行されない、効力が停止される、又は取り消される可能性があるなど、審査に関する決定に同意できない場合、ISA に対して異議申立てを行う権利を有する。

顧客は、異議申立てを行う意思がある場合、登録証の発行見合わせ、効力停止、又は取り消しの通知を受領後 7 日以内に、書面によりその旨を ISA に通知しなければならない。

ISA は、異議申立ての所定事項記入のための書式「異議申立書」を顧客に送付するので、顧客は同書式にその内容を記入し、異議申立ての手続き時に検討対象となる関連の事実およびデータによる裏付けを付した上で、書式受領後 14 日以内に ISA に返送しなければならない。

ISA は、送られて来た全ての異議申立てを公平性委員会の分科委員会である異議申立て処理委員会へ提出する。

ISA は、登録証の差止、効力停止又は取り消し決定の証拠資料を異議申立て処理委員会へ提出する。

この異議申立て処理委員会の決定は最終的なものであり、顧客ならびに ISA の双方に対し法的拘束力を有する。

一旦この異議申立てに対する決定が下された場合には、異議申立てのいずれの当事者もこの決定の修正または変更を行うための反対要求を出すことは出来ないものとする。

顧客は、異議申立てが認められ登録証が発行または復活できた場合でも、ISA に対し登録証発行の見合わせ、効力停止、又は取り消しの通知の結果発生した費用またはその他の損失に対する払い戻しを請求する事は出来ない。

21. 記録文書の保管

ISA は、認定機関または国の法律によって要求される期間、審査プログラム及び当該登録証の維持プログラムに関連する一切の資料を保管する。

保管期間の終了時に、ISA は自己の裁量により当該資料を処分する。

22. 契約の終了

顧客は、書面にて異なる合意がなされない限り、遅くとも 30 日前までに ISA に書面で通知をして、契約を終了することができる。

顧客が契約を終了する場合には（ISA の債務の不履行に起因する場合を除く）、ISA は、契約の終了前に ISA が顧客のために実施した作業について、費用を顧客に請求することができる、認証については、認証の終了に要した費用を請求することができる。

ISA は、登録証を発行する前においては、遅くとも 30 日前までに顧客に書面で通知をして、

契約を終了することができる。

ISA が契約を終了する場合には補償金を顧客に支払う義務はないものとする。

23. 責任の制限と補償

ISA は、サービスの提供において適正な配慮をし、適正な技能を提供することを誓約し、怠慢行為が証明された場合のみ責任を引き受ける。

顧客は、ISA が契約を取り交わすことにより、あるいは業務を提供することにより、他者に対する顧客の責任を引き受けることも、奪うことも、その履行を誓約することもないことを了承せねばならない。

ISA は、契約及びその履行を通じ、顧客が明示または暗示する何らかの条件、保証またはその他の責務の条件へ違反することにより、顧客および第三者の被る間接的損失、特別損失または結果的損失（利益損失を含む）について一切の責任を持たない。

ISA は、保険機関でも、保証機関でもないため、かかる地位における一切の責任を放棄する。損失または損害の保証を求める顧客は、適切な保険をかけることが望ましい。

ISA は、自らの管理能力を超える不可抗力により、契約業務を提供できない、あるいは完了できない場合、所要業務の一部不履行または完全不履行に関する一切の責任を免責されるものとする。

ISA の過失による損失について、顧客に対する ISA の責任は、単独の事象の場合でも、一連の関連する事象の場合でも、契約に基づいて ISA にそれらの事象が発生した時点から遡ること 1 年間に支払われた費用に相当する金額に制限されるものとする（消費税は含まれない）。

ISA は、業務の履行に関して訴えられる場合には、クレームの原因となった業務を ISA が提供した日から 1 年以内、業務の不履行が訴えられる場合には、当該業務の完了すべき日付から 1 年以内に提訴されない限り、損失、損害または支出に対する一切の要求について顧客に対する一切の責任を免責されるものとする。

顧客は、何らかの業務の履行、又は不履行に起因し、第三者から請求を受けた場合、当該業務に対する請求額が認証申込書に明記された限度額を越えるときには、内容を問わず損失、損害又は支出（適正な訴訟費用を含む）につき、ISA、ISA の役員、従業員、代理店又は下請業者を保証し、保護し、補償するものとする。

以上